

平成25年度における岐阜地方裁判所及び同管内簡易裁判所の
裁判官の配置，裁判事務の分配，裁判官に差し支えのある
ときの代理順序及び開廷日割

平成25年	1月	1日	施行
平成25年	1月	16日	施行
平成25年	3月	25日	施行
平成25年	4月	1日	施行

岐阜地方裁判所

目 次

第1	本庁	1
1	裁判官の配置	1
2	部の構成	1
3	裁判事務の分配	2
(1)	民事事件，行政事件（(3)の事件を除く。）	2
(2)	刑事事件（(3)の事件を除く。）	10
(3)	差戻事件等	14
(4)	新任判事補の研さん	16
4	裁判官の代理順序等	16
5	開廷日割	18
第2	支部	20
	裁判官の配置，裁判事務の分配，開廷日割及び裁判官の代理順序	20
第3	簡易裁判所	24
1	裁判官の配置，裁判事務の分配及び開廷日割	24
2	裁判官の代理順序等	28
第4	補則	29

第1 本庁

1 裁判官の配置

安	藤	裕	子
鈴	木	正	弘
唐	木	浩	之
大	西	直	樹
上	田	日出	子
室	橋	雅	仁
山	下	博	司
大久保		香	織
戸	崎	涼	子
山	原	佳	奈
伊	藤	昌	代
長	尾		崇
小	嶋	順	平
大	杉	綾	子
島	尻	香	織
山	田	一	哉
林		敦	子
松	田	康	孝

2 部の構成

第一部（民事第一部）

（総括）

唐	木	浩	之
大久保		香	織
戸	崎	涼	子
林		敦	子

第二部（民事第二部）

（総括）

鈴木正弘
山原佳奈
伊藤昌代
大杉綾子
島尻香織

第三部（刑事部）

（総括）

大西直樹
室橋雅仁
山下博司
小嶋順平
山田一哉
松田康孝

3 裁判事務の分配

(1) 民事事件，行政事件（(3)の事件を除く。）

ア 控訴事件等

控訴事件，抗告事件，即時抗告事件及び保全抗告事件
事件ごとに第一部及び第二部に順次分配する。

イ 第一審事件

(ア) 通常訴訟事件，手形訴訟及び小切手訴訟事件，人身保護事件並びに行政訴訟事件

事件ごとに第一部及び第二部に順次分配する。

なお，各部における新受事件の単独裁判官への分配割合は，裁定合議事件を除き，唐木浩之裁判官と大久保香織裁判官と戸崎涼子裁判官の間では10対20対10とし，鈴木正弘裁判官と山原佳奈裁判官と伊藤昌代裁判官の間では10対15対15とする。

(イ) 保全異議申立て事件又は保全取消し申立て事件

事件ごとに区別せず

12分の2	鈴木正弘
12分の3	唐木浩之
12分の3	大久保香織
12分の2	山原佳奈
12分の2	伊藤昌代

ただし、上記5名の裁判官が発した保全命令に対する保全異議又は保全取消しの申立て事件は、当該保全命令事件を担当した裁判官（合議体で保全命令を発しているときは、合議決定前に最初に分配した裁判官）に分配する。

なお、保全異議又は保全取消しの申立て事件は、上記5名の裁判官の協議により、分配順序を変更して他の裁判官に分配替えすることができる。

(ウ) 調停事件、特定調停事件

a 調停事件（イの事件を除く。）につき

鈴木正弘

b 特定調停事件につき

2分の1 鈴木正弘

2分の1 唐木浩之

c 調停事件が分配された裁判官を調停主任に指定する。

(エ) 破産事件

a 破産管財人の選任が見込まれる事件

20分の8 鈴木正弘

20分の5 山原佳奈

20分の5 伊藤昌代

20分の2

島 尻 香 織

b 破産開始決定と同時に破産廃止が見込まれる事件

5分の2

鈴 木 正 弘

5分の1

山 原 佳 奈

5分の1

伊 藤 昌 代

5分の1

島 尻 香 織

なお、(エ)の事件に関する裁判所書記官及び執行官の処分に対する異議その他の不服申立て事件及び否認の請求、免責、復権の申立てその他の付随事件については、(エ)の当該事件を現に担当する裁判官に分配する。

(オ) 再生事件，小規模個人再生事件，給与所得者等再生事件及び会社更生事件

a 再生事件及び会社更生事件

事件ごとに

4分の2

鈴 木 正 弘

4分の1

山 原 佳 奈

4分の1

伊 藤 昌 代

b 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件

事件ごとに

5分の2

鈴 木 正 弘

5分の1

山 原 佳 奈

5分の1

伊 藤 昌 代

5分の1

島 尻 香 織

なお、(オ)の事件に関する否認の請求、価格決定の請求その他の付随事件については、(オ)の当該事件を現に担当する裁判官に分配する。

(カ) a 民事非訟事件，商事非訟事件及び公示催告事件

唐 木 浩 之

b 借地非訟事件及び罹災都市借地借家法臨時処理事件

鈴木正弘

(キ) 過料事件 (七)の事件に関する過料事件を除く。)

鈴木正弘

(ク) 保全命令事件 (ハ)の事件及び(コ)の事件を除く。) 及び担保取消決定の申立て事件

事件ごとに

2分の1

島尻香織

2分の1

林敦子

ただし、保全命令事件に限り、分配するべき裁判官に差し支えがあるときは、緊急処理のため、次順位の裁判官に分配する。

なお、保全命令を発した後、仮差押解放金又は仮処分解放金が供託された場合の保全執行の取消しは、当該保全命令を発した裁判官が担当する。当該裁判官が転出していた場合には、その所属が第一部のときは林敦子裁判官が担当し、第二部のときは島尻香織裁判官が担当する。

(ケ) 仮の地位を定める仮処分命令事件 (ニ)の事件を除く。)

4分の1

唐木浩之

4分の1

戸崎涼子

4分の1

山原佳奈

4分の1

伊藤昌代

(コ) 労働、商事及び知的財産権に関する仮処分命令事件

a 労働及び商事に関する事件

1 2分の2

鈴木正弘

1 2分の3

唐木浩之

1 2分の3

戸崎涼子

1 2分の2

山原佳奈

1 2分の2	伊 藤 昌 代
b 知的財産権に関する事件	
1 2分の2	鈴 木 正 弘
1 2分の3	唐 木 浩 之
1 2分の3	戸 崎 涼 子
1 2分の2	山 原 佳 奈
1 2分の2	伊 藤 昌 代

(注)

- a 労働に関する事件とは、労働契約、就業規則、労働協約又は労働組合規約上の権利義務に関する紛争、労働基準法又は労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権に関する紛争及び公務員の同種の紛争を内容とする事件をいう。
- b 商事に関する事件とは、会社その他の法人に関する紛争を内容とする事件をいう。
- c 知的財産権に関する事件とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、回路配置利用権又は不正競争防止法に関する紛争及び商法第12条に関する紛争を内容とする事件をいう。

(サ) 訴訟事件で調停に付されたもの

当該訴訟事件の担当裁判官

(シ) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に関する強制執行事件並びに担保権の実行としての競売等事件

事件ごとに

6分の2	唐 木 浩 之
6分の1	大久保 香 織
6分の2	戸 崎 涼 子
6分の1	林 敦 子

なお、(シ)の事件に関する決定に対する執行異議その他の不服申立て事件及び裁判所書記官又は執行官の処分に対する異議申立て事件については、(シ)の当該事件を現に担当する裁判官に分配する。

(ス) 債権その他の財産権に関する強制執行事件並びに担保権の実行及び行使事件

事件ごとに

6分の2	唐 木 浩 之
6分の1	大久保 香 織
6分の2	戸 崎 涼 子
6分の1	林 敦 子

なお、(ス)の事件に関する決定に対する執行異議その他の不服申立て事件及び裁判所書記官又は執行官の処分に対する執行異議申立て事件については、(ス)の当該事件を現に担当する裁判官に分配する。

(セ) 財産開示事件

6分の2	唐 木 浩 之
6分の1	大久保 香 織
6分の2	戸 崎 涼 子
6分の1	林 敦 子

(ソ) 訴え提起前の証拠保全申立て事件、証拠調べに関する共助事件及び和解勧告に関する共助事件

事件ごとに区別せず

2分の1	島 尻 香 織
2分の1	林 敦 子

なお、国際司法共助に基づく送達の囑託、執行官に対する送達の囑託等の裁判官がその処理に関与しない共助事件は、分配を要しない。

(タ) 証拠収集処分申立て事件

2分の1 島 尻 香 織

2分の1 林 敦 子

(チ) 仲裁関係事件

4分の2 唐 木 浩 之

4分の1 山 原 佳 奈

4分の1 伊 藤 昌 代

(ツ) 配偶者暴力に関する保護命令事件

1 2分の2 鈴 木 正 弘

1 2分の3 唐 木 浩 之

1 2分の3 戸 崎 涼 子

1 2分の2 山 原 佳 奈

1 2分の2 伊 藤 昌 代

なお、分配予定の裁判官に差し支えがあるときは、緊急処理のため、次順位の裁判官に分配する。この場合においては、その直後に受け付けた新件を、分配した事件数に満つるまで、差し支えのため分配されなかった裁判官に分配して調整する。

(テ) 労働審判事件

4分の2 唐 木 浩 之

4分の1 大久保 香 織

4分の1 戸 崎 涼 子

なお、分配された裁判官を労働審判官に指定する。

(ト) その他の事件（仮登記仮処分、代替執行、執行文の付与等に関する異議、費用確定処分に関する異議、裁判所に基本事件のない執行官の処分に対する異議などの各種申立て事件）

事件ごとに区別せず

4分の2 唐 木 浩 之

4分の1

大久保 香 織

4分の1

戸 崎 涼 子

ウ 再審請求事件

再審請求事件は，原裁判をした部又は裁判官に分配する。

エ 分配の調整

(ア) 事件の分配についての調整を行うため必要があるときは，第一部及び第二部に所属する全裁判官で構成する事務分配調整委員会を開く。

(イ) 関連事件の分配調整

各部又は各裁判官に分配された事件が，他の部又は裁判官に分配された事件と関連し，併せて審判することが相当と認められるときは，関係の部又は裁判官の協議によりいずれか一方の部又は裁判官にこれを分配替えすることができる。この場合においては，事件の分配替えをした直後に受け付けた新件を，分配替えした事件数に満つるまで，分配替えをした部又は裁判官に分配して調整する。

(ウ) 当事者数による分配調整

当事者が多数の事件については，次のとおり件数加算による分配調整を行う。

a 当事者数が11人以上50人未満のときは，10人を超えるごとに更に1件が分配されたものとみなす。ただし，事案の内容によりこの基準によることが相当でないときは，事務分配調整委員会において加算件数を定める。

b 当事者数が50人以上のときは，事務分配調整委員会において加算件数を定める。ただし，加算件数の上限は15件とする。

上記aの件数加算による分配調整は，当該事件受付後直ちに行うものとするが，事務分配調整委員会において加算件数の変更があったときは，変更後直ちに再調整を行う。

上記bの件数加算による分配調整は、加算件数決定後直ちに行う。

オ 特別事件

(ア) 次の事件を特別事件とする。

a 当事者数が50人以上の事件

b 事案の内容等に鑑み処理に多大な時間と労力を要し特別な配慮が必要であると事務分配調整委員会が認定した事件

(イ) 現に特別事件が係属している部に新たに特別事件が分配された場合において、当該部の特別事件の係属件数が他の部に比して多いときは、当該部は、当該特別事件の分配替えを事務分配調整委員会に申し出ることができる。

(ウ) 事務分配調整委員会は、申出を相当と認める場合、当該申出にかかる特別事件を他の部に分配替えする。この場合の分配調整は、分配替えが決定した後に受け付ける事件の分配の際に行う。

(エ) 上記ウによる分配替えが行われた場合において、分配替えを申し出た部が当該事件の当事者数による件数加算を既に受けていたときは、分配替えが決定した後に受け付ける事件の分配の際に再度調整を行い、分配替えを受けた部が件数加算の効果を受ける。

(2) 刑事事件 ((3)の事件を除く。)

ア 合議制事件

(ア) 裁判員対象事件

2分の1 合議A係 (裁判長)

大 西 直 樹

小 嶋 順 平

松 田 康 孝

2分の1 合議B係 (裁判長)

室 橋 雅 仁

山 下 博 司

山 田 一 哉

(イ) 裁判員非対象事件

2分の1	合議A係	(裁判長)	大西直樹
			小嶋順平
			松田康孝
2分の1	合議B係	(裁判長)	室橋雅仁
			山下博司
			山田一哉

(ウ) (ア)又は(イ)による合議体以外の合議体で審理することが相当と認められる事件が係属したときは、第三部裁判官の協議による合議体に分配する。

イ 一人制事件

(ア) 公判請求事件

5分の1			大西直樹
5分の1			室橋雅仁
5分の2			山下博司
5分の1			小嶋順平

(イ) 証人尋問請求事件，証拠保全請求事件，共助事件（没収，追徴保全に係る国際共助事件は除く。），刑の執行猶予言渡取消の請求事件，刑事訴訟法第430条の準抗告事件，訴訟費用負担請求事件，檢察審査会法第41条の9第1項による指定弁護士の指定（岐阜檢察審査会，大垣檢察審査会，多治見檢察審査会の起訴議決にかかるもの）

2分の1			山田一哉
2分の1			松田康孝

(ウ) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下、「麻薬特例法」という。）第6章の規定並びに組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）

第6章の規定による各審査請求事件（ただし、組織的犯罪処罰法第65条第1項（麻薬特例法第23条の場合を含む。）の取消請求事件は、原裁判をした合議係又は裁判官に分配する。）

5分の1	大西直樹
5分の1	室橋雅仁
5分の2	山下博司
5分の1	小嶋順平

(エ) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）による各種処遇事件、競合する処分の調整事件、鑑定入院先の指定を変更する事件

5分の1	大西直樹
5分の1	室橋雅仁
5分の2	山下博司
5分の1	小嶋順平

(オ) 裁判員法第2条3項による合議体を構成する事件

2分の1	大西直樹
2分の1	室橋雅仁

(カ) その他の事件（ウ、エ、オ、カ、キを除く。）

5分の1	大西直樹
5分の1	室橋雅仁
5分の2	山下博司
5分の1	小嶋順平

ウ 刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、当該無罪判決をした合議係又は裁判官に分配する。

エ 再審請求事件、訴訟費用の執行免除申立て事件、刑事事件における第三者所有物の没収の裁判の取消請求事件及び没収又は追徴の確定裁判の執行

の共助をすることができる場合に該当する旨の決定の取消請求事件は、原裁判をした合議係又は裁判官に分配し、刑事損害賠償命令事件は、刑事被告事件が係属する合議係又は裁判官に分配する。

オ 医療観察法による鑑定入院命令に関する事件及び連戻状の請求に関する事件は、勤務時間内にあつては本庁の裁判官の協議により本庁の裁判官に、勤務時間外にあつては本庁及び大垣支部の裁判官の協議により本庁及び大垣支部の裁判官に分配する。

カ 医療観察法41条1項の決定があつた場合の対象行為の存否に関する事件は、第三部裁判官の協議による合議体に分配する。

キ 令状事件等

- (ア) 被疑者又は第1回公判期日前の被告人についての令状に関する事件、
(イ)本文の勾留理由の開示の請求事件を除く。)は、勤務時間内にあつては本庁の裁判官の協議により本庁の裁判官に、勤務時間外にあつては本庁及び大垣支部の裁判官の協議により定める「令状事務、第1回公判期日前の勾留に関する処分、鑑定入院命令、連戻状に関する事件及び観護措置の事務分配」に従い、本庁及び大垣支部の裁判官に分配する。
- (イ) 被疑者又は第1回公判期日前の被告人の勾留理由の開示の請求事件は、勾留状を発した裁判官に分配する。ただし、勾留状を発した裁判官が本庁の裁判官でないときは、本庁の裁判官の協議により本庁裁判官に分配する。
- (ウ) 麻薬特例法第5章及び第6章の規定並びに組織的犯罪処罰法第4章及び第6章の規定により裁判官が行うこととされている没収、追徴保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立て事件は、勤務時間内にあつては本庁の裁判官の協議により本庁の裁判官に、勤務時間外にあつては本庁及び大垣支部の裁判官の協議により本庁及び大垣支部の裁判官に分配する。ただし、麻薬特例法第6章及び組織的犯罪処罰法第

6章の令状請求事件は、国際共助による審査中であるときは、同審査を担当する裁判官に分配する。

(エ) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は、傍受の原記録が支部に提出された場合であっても、本庁において取り扱う。

傍受の原記録の保管事務については、勤務時間内にあっては大西直樹裁判官が、勤務時間外にあっては(ア)の協議により定められた裁判官が処理する。

(3) 差戻事件等

ア(ア) 民事合議制事件の差戻事件は第一部、第二部のうち原裁判をした部以外の部に、民事一人制事件の差戻事件は第一部、第二部のうち原裁判をした裁判官が所属しない部の裁判官に一人制事件の例により順次分配する。

(イ) 第一部又は第二部の民事合議制の構成員たる裁判官、民事一人制の裁判官及びこれらの部に配置された書記官に対する除斥又は忌避事件は、第一部及び第二部のうち当該裁判官又は書記官の所属しない部に順次分配する。

(ウ) 地方自治法第242条の2第1項4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする仮差押え又は仮処分の事件については、当該判決を言い渡した部の裁判官に一人制事件の例により順次分配する。

イ(ア) 刑事合議制事件の差戻事件は、第三部のうち、原裁判をした裁判官が所属しない合議係に分配する。各合議係のいずれにも原裁判をした裁判官が所属しない場合は、合議制事件（裁判員対象事件）の例により順次

分配する。ただし、当該合議係の裁判官だけで合議体を構成することが困難な場合は、第三部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加することとするが、第三部の裁判官で合議体を構成するのが困難な場合は、順次第一部、第二部から、各部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加する。刑事一人制事件の差戻事件は第三部のうち原裁判をした裁判官以外の裁判官に一人制事件の例により順次分配する。

(イ) 刑事合議制の構成員たる裁判官、刑事一人制の裁判官及びこれらに配置された書記官に対する除斥、忌避又は回避事件は、第三部のうち、当該裁判官又は書記官の所属しない合議係に分配する。ただし、当該合議係の裁判官だけで合議体を構成することが困難な場合は、第三部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加することとするが、第三部の裁判官で合議体を構成するのが困難な場合は、順次第一部、第二部から、各部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加する。

(ウ) 刑事合議制事件の準抗告事件は、第三部の合議A係及び合議B係に1対1の割合で分配する。ただし、当該合議係の裁判官だけで合議体を構成することが困難な場合は、第三部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加することとするが、第三部の裁判官で合議体を構成することが困難な場合は、順次、第一部、第二部から各部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加する。

(エ) 裁判員法第3条2項による決定、同法35条3項による裁判員候補者の不選任請求の却下決定に対する異議申立て、同法41条4項による裁判員又は補充裁判員の解任請求に対する決定、同法42条2項による裁判員又は補充裁判員の解任請求の却下決定に対する異議申立て、同法43条4項による裁判員又は補充裁判員の解任決定及び同法94条2項に

よる選任予定裁判員の選定の取消請求の却下決定に対する異議申立ては、当該公判請求事件が係属しない合議係が処理する。ただし、第三部の裁判官で合議体を構成することが困難な場合は、順次第一部、第二部から各部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加する。

(オ) 刑事訴訟法第262条1項の付審判請求は、第三部の合議A係及び合議B係に1対1の割合で分配し、同法第266条2号の付審判決定により審判に付された事件は、他方の合議係が処理する。ただし、他方の合議係の裁判官で合議体を構成することができない場合は、第三部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加することとするが、第三部の裁判官で合議体を構成することが困難な場合は、順次第一部、第二部から各部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加する。

ウ(ア) 医療観察法による差戻事件は、原決定をした裁判官以外の第三部の裁判官に一人制の事件の例により順次分配する。

(イ) 医療観察法による合議体（同法11条、41条1項）の裁判官、精神保健審判員及び書記官に対する除斥、忌避又は回避事件は第三部の当該事件を担当する裁判官の所属しない合議係に分配する。ただし、当該合議係の裁判官だけで合議体を構成することが困難な場合は、順次、第三部、第一部、第二部から各部の裁判官の協議により定められた裁判官が当該合議体に参加する。

(4) 新任判事補の研さん

所長は、新任判事補の研さんのため、新任の判事補に対し、第一部、第二部又は第三部の各裁判事務の取扱いを命じることができる。

4 裁判官の代理順序等

(1) 第一部、第二部又は第三部の担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判官所属の部の他の裁判官が協議により代理する。

- (2) (1)によることができないときは、第一部、第二部の間ではそれぞれ互いに他の部の裁判官が協議により代理し、第三部については第一部又は第二部が交互にその部の裁判官の協議により代理する。
- (3) (2)によることができないときは、所長の指定する裁判官が代理する。
- (4) 裁判長に差し支えがある場合は、その部の上席者をもって裁判長とする。
- (5) 勤務時間外において緊急に処理を要する事件の裁判官の代理順序は、「勤務時間外における事件関係の緊急事務処理要領」に定めるところによる。

5 開廷日割

第一部（民事第一部）

	合 議 制	一 人 制		
		唐木浩之	大久保香織	戸崎涼子
月				
火			○	○
水				
木	○			
金		○	○	

第二部（民事第二部）

	合 議 制	一 人 制		
		鈴木正弘	山原佳奈	伊藤昌代
月			○	○
火				
水	○			
木		○	○	○
金				

第三部（刑事部）

	合 議 制		一 人 制			
	第三部		大西直樹	室橋雅仁	山下博司	小嶋順平
	A 係	B 係				
月					○	○
火	○	○		○		
水	○	○				
木	○	○	○			
金					○	○

第2 支部

裁判官の配置，裁判事務の分配，開廷日割及び裁判官の代理順序

庁名	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日割	裁判官の代理順序
大垣	荻原弘子	民事	(1) 通常訴訟事件，手形訴訟事件及び小切手訴訟事件，再審事件，人事訴訟事件，人身保護事件 各2分の1 (2) 保全命令事件及び担保取消決定の申立て事件，保全異議又は保全取消しの申立て事件 各2分の1 (3) 調停事件（下記坂巻陽士裁判官の民事(5)の事件を除く。），特定調停事件，会社更生事件，過料事件，再生事件 (4) 破産事件(管財事件) (5) その他（分配の定めのない事件）2分の1	火，水，木，金	坂巻陽士
		刑事	(1) 医療観察法による鑑定入院命令に関する事件及び連戻状の請求に関する事件 (2) 上記以外の事件 2分の1	月	
	坂巻陽士	民事	(1) 上記民事(1)の事件 各2分の1 (2) 上記民事(2)の事件 各2分の1 (3) 民事非訟事件，商事非訟事件，借地非訟事件，罹災都市借地借家臨時処理事件，共助事件，民事雑事件（担保取消決定の申立て事件，保全異議又は保全取消しの申立て事件を除く。） (4) 破産事件(同廃事件) (5) 分配を受けた訴訟事件で調停に付した事件 (6) その他（分配の定めのない事件）2分の1	月，火，木，金	荻原弘子

		刑 事	上記刑事(1)以外の事件 2分の1	水	
高 山	高 木 健 司	民 事 刑 事	全 部	月,火 水,木	
多治見	近 田 正 晴	民 事	(1) 通常訴訟事件, 手形 訴訟事件及び小切手訴 訟事件 各5分の3 (2) 不動産, 船舶, 航空 機, 自動車, 建設機械 及び小型船舶に関する 強制執行事件並びに担 保権実行としての競売 等事件 各2分の1 (3) 破産事件, 再生事件 小規模個人再生事件, 給与所得者等再生事件 及び会社更生事件 (4) 商事非訟事件のうち 特別清算に関するもの (5) 公示催告事件のうち 地方裁判所に係属する もの (6) 調停事件(松井裁判 官が分配を受けた訴訟 事件において付された 調停事件を除く。)及 び特定調停事件 (7) その他(分配の定め のない事件) 2分の1	月,火 木, 第2・4 金	松 井 雅 典
		刑 事	(1) 第1回公判期日前の 被告人についての令状 に関する事件 (2) 麻薬特例法第5章及 び第6章の規定並びに 組織的犯罪処罰法第4 章及び第6章の規定に より, 裁判官が行うこ ととされている没収, 追徴保全請求事件及び これらの処分に付随す る処分を求める申立て 事件		

	松井 雅典	民 事	(1) 通常訴訟事件，手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 各5分の2 (2) 不動産，船舶，航空機，自動車，建設機械及び小型船舶に関する強制執行事件並びに担保権実行としての競売等事件 各2分の1 (3) 債権その他の財産権に関する強制執行事件並びに担保権の実行及び行使事件 (4) 分配を受けた訴訟事件において付された調停事件 (5) 民事非訟事件，商事非訟事件（特別清算に関するものを除く。）借地非訟事件，罹災都市借地借家法臨時処理事件及び過料事件 (6) 訴え提起前の証拠保全申立て事件 (7) 共助事件 (8) その他（分配の定めのない事件）2分の1	火，水， 第1・ 3・5金	近田正晴	
		刑 事	(1) 上記刑事(1)及び(2)以外の事件 (2) 医療観察法による鑑定入院命令に関する事件及び連戻状の請求に関する事件を含む。）	木		
御 嵩	小松 秀大	民 事	全	部	水，金	
		刑 事	全	部	月	

(注)

- 1 大垣支部及び多治見支部において代理順序により定められた裁判官に差し支えのあるとき，並びに高山支部及び御嵩支部（注2に掲げる事件を除く。）の裁判官に差し支えのあるときは，本庁の各部の事務を総括する裁判官の協議に

より本庁裁判官が代理する。ただし、緊急に処理を要する事件については、本庁の裁判事務の分配による。

2 下記(1)乃至(4)の刑事事件につき、御嵩支部の裁判官に差し支えのあるときは、多治見支部の裁判官の協議により多治見支部の裁判官が代理する。

(1) 勾留延長請求事件

(2) 勾留を受けている者に対する移送同意の請求事件

(3) 保釈請求事件

(4) 起訴後の接見等禁止請求事件

3 勤務時間外における緊急に処理を要する事件の裁判官の代理順序は、「勤務時間外における事件関係の緊急事務処理要領」に定めるところによる。

4 調停事件の分配された裁判官を調停主任に指定する。

第3 簡易裁判所

1 裁判官の配置，裁判事務の分配及び開廷日割

庁名	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日割
岐阜	杉山 孝	民事	(1) 少額訴訟（少額訴訟から通常移行した事件を含む。） 3分の1 (2) 調停事件（特定調停事件を含む。） 全部 (3) 公示催告事件 (4) 和解事件，過料事件，借地非訟事件 (5) 保全命令事件，保全異議申立て事件，保全取消し申立て事件，担保取消申立て事件 (6) 共助事件，証拠保全申立て事件	金 月，水
		刑事	(1) 第1回公判期日前の被告人についての没収保全等事件，証拠保全申立て事件，証人尋問請求事件 (2) 略式事件（在庁を含む。） 全部 (3) 正式裁判請求事件（伊藤裁判官が発した略式命令に対するもの） (4) 勾留，令状事件 (5) 交通切符による略式事件（三者即日処理方式によるもの） 全部	金 火 木午前 (月2回)
	高山尚之	民事	(1) 通常訴訟事件，手形訴訟事件及び小切手訴訟事件，再審事件 2分の1 (2) 少額訴訟（少額訴訟から通常移行した事件を含む。） 3分の1	火，水 火，水
		刑事	勾留・令状事件	木
	福井芳成	民事	(1) 通常訴訟事件，手形訴訟事件及び小切手訴訟事件，再審事件 2分の1 (2) 少額訴訟（少額訴訟から通常移行した事件を含む。） 3分の1	月，木 月，木
		刑事	勾留，令状事件	水

	伊藤慶孝	刑 事	(1) 刑事訴訟事件 全 部 (2) 再審事件 (3) 共助事件, 刑の執行猶予言渡取消請求事件 (4) 正式裁判請求事件 (他の裁判官が発した略式命令に対するもの) 全 部	金, 火 金, 火 金, 火
郡 上	(兼) 伊藤昌代	民 事 刑 事	2分の1	第2金
	(職務代行) 大久保香織	民 事 刑 事	2分の1	第4水
大 垣	荻原弘子	民 事	緊急を要するもの	
		刑 事	(1) 刑事訴訟事件, 再審事件 2分の1 (2) 略式事件 (緊急を要するもの) (3) 正式裁判請求事件 (坂巻陽士裁判官が発した略式命令に対するもの) (4) 令状事件	月, 火 月, 火
	坂巻陽士	民 事	緊急を要するもの	
		刑 事	(1) 刑事訴訟事件, 再審事件 2分の1 (2) 略式事件 (緊急を要するもの) (3) 正式裁判請求事件 (他の裁判官が発した略式命令に対するもの) (4) 令状事件	水 水
	船橋和彦	民 事	全 部	月, 火, 水, 木, 金
		刑 事	(1) 略式事件 (2) 交通切符による略式事件 (三者即日処理方式によるもの) (3) 令状事件	水 (午 前, 月2 回)
御 嵩	小松秀大	民 事	全 部 (ただし, 裁判官の協議により伊藤慶孝裁判官が填補日に処理するものを除く。)	火, 水, 木

		刑 事	伊藤慶孝裁判官に分配される事件を除く全ての事件 ※1	月
	(兼) 伊藤慶孝	民 事	裁判官の協議により、伊藤慶孝裁判官が填補日に処理するとされた事件	水、木
		刑 事	(1) 略式事件（填補日※2に処理できるもの） (2) 令状事件（填補日※2に処理できるもの）	
多治見	近田正晴	刑 事	(1) 略式事件のうち公職選挙法違反に関するもの (2) 令状事件	
	松井雅典	民 事	調停事件（特定調停事件を含む。） ※1	
		刑 事	令状事件	
	(兼) 藤田敏	民 事	全 部	月、火 第3水
		刑 事	他の裁判官に分配されない事件（令状事件を含む。）	火
中津川	(職務代行) 近田正晴	刑 事	令状事件	第1・3・5 金
	(職務代行) 松井雅典	刑 事	令状事件	第2・4金
	藤田敏	民 事	全 部	第1・2・4 ・5水、 木
		刑 事	全 部	第1・2・4 ・5水、木 、第3金
高山	高木健司	民 事 刑 事	全 部	月、火 水、木

※1 他の裁判官に差し支えがあるときは、上記の分配割合にかかわらず分配する。

※2 填補日は、水曜日及び木曜日

(注)

- 1 雑事件のうち、本案事件に付随するもの又は先行の関連事件があるものは、上記の事務分配にかかわらず、本案事件又は関連事件の分配された裁判官に分配する。
- 2(1) 勤務時間内における令状に関する事件は、岐阜、大垣及び多治見の各簡易裁判所においては、請求を受けた簡易裁判所の裁判官の協議により分配する。
(2) 勤務時間外における令状に関する事件は、岐阜簡易裁判所においては、岐阜簡易裁判所の裁判官の協議によりそれらの裁判官に、多治見簡易裁判所においては、多治見簡易裁判所の裁判官及び同裁判所の代行裁判官の協議によりそれらの裁判官に、それぞれ分配する。
- 3 被疑者又は第1回公判期日前の被告人の勾留理由の開示の請求事件は、勾留状を発した裁判官に分配する。ただし、多治見簡易裁判所になされた同事件のうち、勾留状を発した裁判官が御嵩簡易裁判所の裁判官であるときは、近田正晴裁判官に分配する。
- 4(1) 高山簡易裁判所における略式事件のうち、公職選挙法違反に関するものは、上記の定めにかかわらず、岐阜簡易裁判所の裁判官の協議により、同裁判所の裁判官に分配する。
(2) 御嵩簡易裁判所における略式事件のうち、公職選挙法違反に関するものは、上記の定めにかかわらず、近田正晴裁判官に分配する。
(3) 中津川簡易裁判所における略式事件のうち、公職選挙法違反に関するものは、上記の定めにかかわらず、松井雅典裁判官に分配する。
- 5 岐阜簡易裁判所における上記に定めのない事件は、岐阜簡易裁判所の裁判官の協議により、そのいずれかの裁判官に分配する。
- 6 杉山孝裁判官を調停主任に指定する。

2 裁判官の代理順序等

庁名	差し支え裁判官	代理裁判官 (左から順次代理)		代行裁判官 (番号順)
岐阜	杉山 孝	高山 尚之	福井 芳成	
	高山 尚之	福井 芳成	伊藤 慶孝	
	福井 芳成	伊藤 慶孝	杉山 孝	
	伊藤 慶孝	杉山 孝	高山 尚之	
郡上	(兼) 伊藤 昌代			大久保 香織
	(職務代行) 大久保 香織	伊藤 昌代		
大垣	荻原 弘子	坂巻 陽士	船橋 和彦	
	坂巻 陽士	荻原 弘子	船橋 和彦	
	船橋 和彦	坂巻 陽士	荻原 弘子	
御嵩	小松 秀大	(兼) 伊藤 慶孝 (填補日に限る。)		1 松井雅典 2 近田正晴
	(兼) 伊藤 慶孝	小松 秀大		
多治見	近田 正晴	松井 雅典		小松 秀大
	松井 雅典	近田 正晴		
	(兼) 藤田 敏	松井 雅典	近田 正晴	
中津川	藤田 敏			1 近田正晴 2 松井雅典 3 小松秀大
高山	高木 健司			1 杉山孝 2 高山尚之 3 福井芳成 4 伊藤慶孝

(注)

- 勤務時間外における緊急に処理を要する事件の裁判官の代理順序は、「勤務時間外における事件関係の緊急事務処理要領」に定めるところによる。

- 2 岐阜簡易裁判所において、上記によることができないときは、所長の指定する裁判官が代理する。

第4 補則

- 1 支部及び管内簡易裁判所の民事の裁判官に対する除斥又は忌避事件は、本庁第一部及び第二部に順次分配する。
- 2 支部及び管内簡易裁判所の刑事の裁判官に対する除斥、忌避又は回避事件は本庁第三部に分配する。
- 3 支部及び管内簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件は、本庁第三部において処理する。
- 4(1) 被疑者の国選弁護人選任請求に関する事務（職権選任、複数選任及び解任を含む。）は、当庁裁判官の協議により定める「被疑者国選弁護人に関する申合せ」によって行う。
ただし、勾留状発付後については、本庁第三部の裁判官の申し合わせによる。
- (2) 平日の本庁（岐阜簡裁を含む。以下同じ）における同事務は、本庁の裁判官の協議によるところにより、本庁の裁判官に分配する。
- (3) 休日の本庁における同事務は、本庁及び大垣支部（大垣簡裁を含む。以下同じ）の裁判官の協議によるところにより、本庁及び大垣支部の裁判官に分配する。
- (4) 管内簡易裁判所の事務を引き継いだ裁判官は、当該裁判所の職務を代行して取り扱う。
- 5 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の規定による臨検捜索許可状の請求については、勤務時間内は通常の令状事務処理に準じて取り扱い（本庁及び岐阜簡裁を除く。）、勤務時間外については「勤務時間外における事件関係の緊急事務処理要領」に定めるところによる。

平成25年度における岐阜地方裁判所の裁判事務の分配に関する特別の定め

岐阜地方裁判所

第一部及び第二部の裁判事務の分配については、平成25年度における岐阜地方裁判所及び同管内簡易裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官に差し支えのあるときの代理順序及び開廷日割に定めるほか、平成25年4月1日から同5月18日までの間、下記のとおり定める。

民事事件、行政事件（差戻事件等を除く。）の第一審事件について

(ア) 破産事件

a 破産管財人の選任が見込まれる事件

20分の8	鈴木正弘
20分の5	山原佳奈
20分の5	伊藤昌代
20分の2	島尻香織

ただし、鈴木正弘裁判官に分配された事件のうち同人が指定する適宜の事件を大杉綾子裁判官に分配する。

b 破産開始決定と同時に破産廃止が見込まれる事件

5分の2	鈴木正弘
5分の1	山原佳奈
5分の1	伊藤昌代
5分の1	島尻香織

ただし、鈴木正弘裁判官に分配された事件のうち同人が指定する適宜の事件を大杉綾子裁判官に分配する。

(イ) 再生事件、小規模個人再生事件、給与所得者等再生事件及び会社更生事件

a 再生事件及び会社更生事件

事件ごとに

4分の2	鈴木正弘
4分の1	山原佳奈

4分の1

伊藤昌代

ただし、鈴木正弘裁判官に分配された事件のうち同人が指定する適宜の事件を大杉綾子裁判官に分配する。

b 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件

事件ごとに

5分の2

鈴木正弘

5分の1

山原佳奈

5分の1

伊藤昌代

5分の1

島尻香織

ただし、鈴木正弘裁判官に分配された事件のうち同人が指定する適宜の事件を大杉綾子裁判官に分配する。

(ウ) 仮の地位を定める仮処分命令事件（労働、商事及び知的財産権に関する仮処分命令事件を除く。）

4分の1

唐木浩之

4分の1

戸崎涼子

4分の1

山原佳奈

4分の1

伊藤昌代

ただし、山原佳奈裁判官及び伊藤昌代裁判官に分配された事件のうち両名がそれぞれ指定する適宜の事件を大杉綾子裁判官に分配する。